

## 甲府市公園の自主的な美化活動実施要綱

平成16年4月1日

都第 2号

### (目的)

第1 この要綱は、市民が行うボランティアによる公園の美化活動（以下「美化活動」という。）に関し必要な事項を定めることにより、市民の美化意識の高揚を図り、もって市民と市との協働による公園づくりを推進することを目的とする。

### (参加者の資格)

第2 美化活動に参加することができる者は、本市の区域内に住所を有する個人又はこれらの者により組織された団体とする。

### (届出)

第3 美化活動に参加しようとする者は、市長に活動参加届出書（第1号様式）及び活動計画書（第2号様式）を提出しなければならない。

### (合意)

第4 市長は、前条の活動参加届出書の提出を受けた場合において、その内容が適当であると認められるときは、その者と合意書（第3号様式）を取り交わすものとする。

2 前項の合意書の有効期間は、取り交わした日から起算して3年間とする。

### (合意の解消)

第5 美化活動に参加する者（以下「団体等」という。）は、合意の解消を希望するときは、市長に活動辞退届出書（第4号様式）を提出するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、合意を解消することができるものとする。

- (1) 前項の届出があったとき。
- (2) 団体等の活動が合意書の内容と異なるとき。
- (3) 団体等が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (4) 当該公共用地を新たな目的のために使用する必要が生じたとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

### (団体等の役割)

第6 団体等が行う公園の美化活動は年間12回以上行うものとし、その内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 清掃及び空き缶、散乱ごみ等の収集
- (2) 低木の刈込み
- (3) 除草及び草刈
- (4) その他必要な活動

2 前項に定めるもののほか団体等は、美化活動中にごみ等の不法投棄等を発見したときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(市の役割)

第7 市長は、団体等が行う活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 美化活動に必要な用具類の貸与及び支給
- (2) 公園内へ団体等の名称を記した看板の設置
- (3) 収集したごみ等の回収及び処分
- (4) ボランティア保険への加入
- (5) 市と団体との意見交換
- (6) その他活動に必要な便宜

(安全の確保)

第8 団体等は、美化活動を行なう際には自己の責任において作業を行い、法令等を遵守し、事故が発生しないよう安全には十分注意をするものとする。

2 小中学生が参加する場合は、必ず保護者又は監督者を付けなければならない。

(活動報告)

第9 団体等は、当該年度の美化活動を終了したときは、速やかに活動報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

(庶務)

第10 美化活動に関する庶務は、都市建設部公園緑地課において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、美化活動に関し必要な事項は、実施要領で定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。